

議案第 6 2 号

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をしようとするので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、
議会の議決を求める。

令和 8 年（2 0 2 6 年）6 月 2 5 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

1 相手方

[REDACTED]

2 請求の趣旨

（1） 相手方は、宝塚市に対し、金 6 0 万円及びこれに対する令和 8 年 2 月 2 1 日から
支払済みまで年 3 パーセントの割合による金員を支払え。

（2） 訴訟費用は、相手方の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

3 事件に関する取扱い及び方針

本件訴訟における和解の実施につき、市長に一任する。

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第 号

訴えの提起について

事件の概要

相手方は、東京圏からの移住者を対象とする宝塚市移住支援金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、令和6年8月22日市に対し、宝塚市移住支援金（以下「支援金」という。）の交付申請を行い、同年9月26日交付決定を受け、同年10月24日支援金60万円の交付を受けた。

要綱第7条第1項第2号（以下「規定」という。）には、支援金の交付を受けた者が、その申請日から3年未満に、宝塚市から転出した場合、市は、その全額を返還請求することが定められているところ、市は、相手方が令和7年1月に京都府長岡京市へ転出していることを実態調査により確認した。

市は、規定に基づき、令和8年2月20日を期限とし、相手方に支援金の返還請求を行ったが、期限までに返還されず、その後も再三の催告を行ったが、相手方からの返還はなかった。

そのため、市は、令和8年5月18日向日町簡易裁判所あてに、支払督促の申立てを行ったところ、相手方から督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立て日に遡って訴えの提起があったものとみなされたものである。

宝塚市移住支援金交付要綱(抜粋)

(返還請求)

第7条 市長は、宝塚市移住支援金の交付を受けた者が次に掲げる場合に該当したときは、当該各号に定める割合の宝塚市移住支援金の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして兵庫県知事及び市長が認めたときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 宝塚市移住支援金の申請日から3年未満に、宝塚市から転出した場合 全額

(3)～(5) (略)

2 (略)

民事訴訟法(抜粋)

(督促異議の申立てによる訴訟への移行)

第395条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。